

## 健全で誠実な 科学研究の実現のために

### 責任ある研究活動を行うために

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、また、研究協力者への人格、人権を尊重し、福利に配慮しなくてはなりません。責任ある研究活動を行うために、大学では下のような事項を定めています。

#### 資料・情報・データ等の取り扱い

研究成果が再現できるよう、データを適切に一定期間保管し、必要な場合は開示しなくてはならない。保存期間は法律等に定めのない場合は、3年間とする。

#### インフォームド・コンセント

人の行動・環境・心身等に関する個人データを扱うときは、データ提供者(個人・団体)にわかりやすく説明し、明確な同意を得なくてはならない。

#### 個人情報の保護

個人を特定できるデータの保護に努め、四日市大学個人情報保護規程に基づいて適正に取り扱わなくてはならない。

#### 装置・薬品等の管理

研究装置、薬品等を使用するときは、関係法令や本学の規定を遵守し、適切で安全に管理しなければならない。

#### 研究成果の公表

研究成果の公表に際し、データや論拠の信頼性を確保し、オーサーシップや著作権等に十分注意しなくてはならない。また各学会や学術誌等の固有のルールを尊重しなくてはならない。

#### 秘密保持

他者の業績評価に関わったことで知り得た情報を、不正に利用してはならない。またその秘密を保持しなくてはならない。これは研究者でなくなった後も同様とする。

## あれ?と、思ったら…

### 関連規程

研究倫理や不正行為の防止に関連し、四日市大学では下のように規程を設置し、遵守事項を定めています。

**四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程**

**四日市大学研究倫理規程**

**四日市大学研究機構規程**

**四日市大学公的研究費取扱規程**

### ホームページ

関連規程やガイドラインは、下のページにあります。

四日市大学TOP

→ 大学案内

→ 四日市大学について

→ 情報公開

→ 公的研究費の適切な使用・管理のための取組みについて



### 相談・通報窓口

研究活動における不正行為や、公的研究費の使用に関する相談・通報窓口を設けています。

**学術情報課** 情報センター(図書館) 2階事務室

**会計課** 四日市看護医療大学B館 1階事務室

発行年月 2018年7月(初版)

2020年4月(第2版)

発行 四日市大学研究機構

四日市大学で研究活動に従事するすべての人へ

# 研究倫理ガイド

## はじめに

これまで長い間、研究倫理は研究者本人の自覚にまかされてきました。しかし、近年多くの不正行為が社会的問題となり、研究倫理を制度のもとに守ることが求められるようになりました。



たとえば文部科学省のガイドラインは、研究者は毎年度、法令を守るための研修を受講しなければならないと定めています。また学生も倫理教育を受けなければなりません。

本学では守るべき倫理として、まず「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」を特定不正行為として特に重視しています。もちろん研究倫理には他にも「不適切なオーサーシップ」、「二重投稿」など、守るべきものがあることは言うまでもありません。

教職員、学生、その他本学に籍を置く方々は皆、このパンフレットに目を通していただき、研究倫理への理解を深め、高度な研究倫理観を身につけていただきたいと思います。

## 「知らなかった」は 通用しません

### 研究活動上の不正行為とは

四日市大学では「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」及びそれらに助力することを「特定不正行為」と定義します。

#### ねつ造

存在しないデータや研究結果等を、作成すること

例)実際にはアンケートを行っていないのに、アンケートによって得られたデータとして作り上げ、発表した。

#### 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

例)考えていたものと異なる結果が出たため、データを切り貼りしたり書き換えたりした。

#### 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

例)ウェブ上や本に書かれている内容の全部又は一部をコピー・ペーストし、自分のレポートとして提出した。

#### 研究費の不正使用

架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させたり、実態の伴わない謝金・出張旅費・物品購入等の請求を意図して行い、不正に支払わせること。また、それらを助力すること。

例)発注した機器が年度末までに納入されなかったため、架空の納品書を業者に作らせ、大学に機器代金を支払わせた。

#### 不適切なオーサーシップ、二重投稿 ほか

不適切なオーサーシップとは、「筆者」の資格がない人を筆者に加えたり、逆に資格がある人を加えなかったりすること。二重投稿とは、同一内容とみなされる論文等を複数作成して、異なる雑誌等に発表する行為。

## 不正行為を防ぐために

### 四日市大学の 不正行為防止のための取組

#### 研究倫理教育

研究者等に求められる倫理規範を修得するための「研究倫理教育」を実施しています。

#### 不正行為に関する調査委員会

特定不正行為が行われた場合やその疑いがある場合、学長の設置する調査委員会がその事案を調査します。

#### 研究機構運営委員会による研究倫理審査

人に関する研究を行う場合に、研究者の申請に基づき倫理審査を行います。

#### 通報・相談窓口の設置

四日市大学に関する不正行為の疑いや、その相談を受け付ける窓口を設置しています。

### 研究に従事するすべての人を対象とした 研究倫理教育

四日市大学に所属するすべての研究者等は、本学で定める研究倫理教育を必ず受講しなければなりません。

#### 教員の方・研究所所属の研究員の方

本学の定める研究倫理教育を必ず受講してください。

#### 学生の研究指導を行う教員の方(演習担当教員)

演習担当教員は、担当学生とのディスカッションを含めた研究倫理教育を実施してください。また、担当学生が研究に従事する際は、適切に倫理教育・指導を行ってください。

#### 学生の方

演習担当教員による研究倫理教育を受講すると共に、研究に従事する際は演習担当教員の指導に従ってください。

## 研究遂行上のガイドライン

### 研究者の倫理及び責務

#### 四日市大学研究活動不正防止に関する規程 及び四日市大学研究倫理規程より抜粋

- (1) 高い倫理性を保持し、特定不正行為を行ってはならない。
- (2) 本学の規程及び部局の長の指示に従い、規程に定める調査等に協力しなければならない。
- (3) 本学の定める研究倫理教育を、必ず受講しなければならない。
- (4) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、例規、告示等及び本学の諸規定等を遵守する。
- (5) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (6) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (7) 研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの(放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、毒物、環境汚染物質等)を取り扱う場合には、関連する法令、学内諸規定、関連省庁や学会等の指針等を遵守しなければならない。
- (8) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。
- (9) 研究に関わる者は、対等な人格であることを理解しお互いに尊重しなければならない。
- (10) 研究責任者として研究に従事する者は、当該研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為が起きないように指導しなくてはならない。
- (11) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。
- (12) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行わなくてはならない。